

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ヨルダン	南部地域水改善計画(詳細設計)のためのヨルダン・ハジエミット王国政府との間の交換公文	南部地域水改善計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	47,000千円 H25.7.31まで	H23.1.12 アンマン で (同日)	日本側 徳永久志外務大臣 政務官 ヨルダン側 ジャミアアアール ・アベンツァン ・フ・ハツサン計 画・国際協力大臣 ヨルダン側 小菅輝一在ヨルダ ン大使 ヨルダン側 ジャミアアアール ・フ・アベンツァン計 画・国際協力大臣	H23.1.24 15号
ヨルダン	南部地域水改善計画のためのヨルダン・ハジエミット王国政府との間の交換公文	南部地域水改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,911,000千円 H28.12.31まで	H23.6.14 アンマン で (同日)		H23.6.23 223号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。